

制度の概要等

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、独立行政法人等が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めた法律です。

この法律では、独立行政法人等が組織的に保有しているすべての個人情報が保護の対象となります。

個人情報とは？

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日などにより、個人が誰であるかを識別できる情報をいいます。個人の身体、財産などの属性に関する情報も、氏名などと一体となっていれば、「個人情報」に当たります。また、氏名の情報などがなく、一見して個人が識別できないような情報であっても、他の情報と照合することによって個人が識別できるものも「個人情報」に当たります。

保有個人情報とは？

「保有個人情報」とは、福島大学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、福島大学の役員又は職員が組織的に利用するものとして保有しているものをいいます。

ただし、法人文書に記録されているものに限られています。

個人情報の取扱いに関する本人の関与

福島大学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

開示請求制度

どなたでも、福島大学が保有している自分の個人情報について、開示を請求することができます。（未成年者・成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。訂正請求、利用停止請求についても同じです。）

福島大学は、不開示情報を除いて、開示を行います。

訂正請求制度

どなたでも、開示を受けた個人情報について、内容が事実でないと思うときは、訂正を請求することができます。福島大学は、請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲で訂正を行います。

利用停止請求制度

どなたでも、開示を受けた個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、利用の停止等を請求することができます。福島大学は、請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度での利用の停止等を行います。

不開示などの決定に対する審査請求

不開示などの決定に不服がある方は、行政不服審査法による審査請求を行うことができます。審査請求を受けた場合、福島大学は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。同審査会では、第三者的な立場から、審査請求について調査・審議します。

保有個人情報の公表

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づき、福島大学が保有する個人情報ファイル簿について公表しています。

個人情報ファイルとは？

「個人情報ファイル」とは、一定の事務を達成するために、特定の保有個人情報検索できるように体系的に構成した、保有個人情報を含む情報の集合物です。「個人情報ファイル」には、電子計算機を用いて検索できるもの（電算処理ファイル）と、五十音順に並べたカードのように手作業で容易に検索できるもの（マニュアル処理ファイル）があります。

個人情報ファイル簿とは？

「個人情報ファイル簿」とは、福島大学が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、福島大学における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにすることを目的として、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき作成、公表しているものです。

個人情報開示請求等の窓口

福島大学では、個人情報開示等請求の窓口を置いています。個人情報に関するご相談や自分の個人情報について開示請求等を行う際にご利用願います。

窓口業務時間は、9時00分から12時00分、13時00分から17時00分までです。ただし、土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）の期間は休業日です。

福島大学総務課

〒960 - 1296 福島県福島市金谷川1 電話 024 548 - 8006